答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した児童扶養手当法 (以下「法」という。)に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審 査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長(以下「処分庁」という。) が平成29年9月15日付けで請求人に対してした、法9条1項 に基づく児童扶養手当支給停止処分(以下「本件処分」とい う。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不 当であると主張しているものと解される。

夫婦生活が円満であったころの扶養親族等を基準に不支給とするのは不公平である。離婚後、本件児童らを養育するのは請求人であり、2年前の過去の状況ではなく、今後の生活を見据えた温情ある処置をお願いする。現状の制度は理解するが、制度設計の再検討をお願いする。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に

より、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年月日	審議経過
平成29年12月14日	諮問
平成30年1月23日	審議(第17回第3部会)
平成30年2月20日	審議(第18回第3部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法9条1項によると、「手当は、受給資格者(4条1項1号 ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項2号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。(略))の前年の所得が、その者の所得税法(略)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない」とされている。
- (2) そして、法9条1項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が法施行令2条の4第2項の定める表の第一欄に定める区分(法9条1項に規定する扶養親族等及び児童がないとき)に応じて同表の第二欄に定める額(1,920,00

0円)以上であるときは手当の全部について、行うものとして おり、法施行令4条1項本文は、「法9条1項及び9条の2か ら11条までに規定する所得の額は、その年の4月1日の属す る年度(略)分の道府県民税に係る地方税法32条1項に規定 する総所得金額(略)から8万円を控除した額とする。」とし ている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人を本件児童らに係る手当の受給資格者と認定した上で、法施行令4条1項本文の規定に基づき、請求人の前年(平成28年)の合計所得額2,135,600円から80,000円を控除した額が2,055,600円であることを確認し、当該所得が法施行令2条の4第2項に規定する扶養親族等がないときの所得制限限度額1,920,000円を超えていることから本件処分を行ったことが認められる。

また、処分庁が課税調査等に基づく請求人の前年の所得や扶養親族等の有無及び数を誤って本件処分を行ったとする事実を認めることもできないことから、本件処分に違法又は不当な点はないものといわざるを得ない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり、温情ある処置や制度設計の 再検討をお願いする旨主張する。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成